



監査調第109号の22

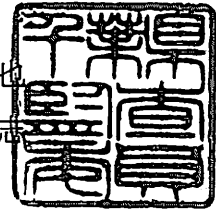
平成23年7月14日

千葉県市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 広瀬理夫 様

千葉県監査委員 袴田 哲也

千葉県監査委員 千坂 正志



千葉県職員措置請求の監査結果について（通知）

平成23年5月20日付けで受け付けた地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による千葉県職員措置請求について、別記のとおり決定したので通知します。

別記

第1 結論

- 1 本件措置請求のうち、以下(1)から(12)までの返還を求める請求を棄却する。
 - (1) 千葉県議会議員石橋清孝、千葉県議会議員伊藤勲、千葉県議会議員佐藤正己、千葉県議会議員佐野彰、千葉県議会議員皆川輝夫、千葉県議会議員吉本充、千葉県議会議員山口登及び前千葉県議会議員小島武久の海外視察に係る調査研究費及び研修費
 - (2) 千葉県議会議員田中信行、前千葉県議会議員岩井覚、千葉県議会議員天野行雄、前千葉県議会議員布施健太郎及び千葉県議会議員磯部裕和の海外視察に係る調査研究費及び研修費
 - (3) 千葉県議会議員川名寛章の国内視察に係る研修費
 - (4) 千葉県議会議員穴倉登の小名浜視察に係る研修費
 - (5) 千葉県議会議員天野行雄の大学院授業料等に係る研修費
 - (6) 千葉県議会議員阿部紘一の会議費
 - (7) 千葉県議会議員宇野裕の資料購入費
 - (8) 千葉県議会議員石橋清孝の資料購入費
 - (9) 千葉県議会議員鈴木衛の事務所費
 - (10) 千葉県議会議員川名寛章の事務所費
 - (11) 千葉県議会議員木名瀬捷司の事務所費
 - (12) 千葉県議会議員杉田守康の人件費
- 2 本件措置請求のその余の請求を却下する。

第2 請求の内容

- 1 措置請求人(以下「請求人」という。)
住所 千葉市中央区中央3-15-6
やまちょうビル6階 渚法律事務所内
氏名 千葉県市民オンブズマン連絡会議 代表幹事 広瀬理夫
- 2 受付日
平成23年5月20日
- 3 請求の要旨
別紙1「千葉県職員措置請求書」(以下「請求書」という。)のとおり。
ただし、添付の資料は省略した。

第3 監査委員の除斥

山口登監査委員及び竹内圭司監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定に照らし、本件措置請求の監査には関与しなかった。

第4 陳述の聴取及び監査の実施

1 請求の受理

本件措置請求について、法第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成23年5月27日、受理することと決定した。

2 監査対象事項

提出された請求書、請求人の陳述等を総合すると、本件措置請求は、千葉県議会議員石橋清孝（以下「石橋議員」という。）、千葉県議会議員伊藤勲（以下「伊藤議員」という。）、千葉県議会議員佐藤正己（以下「佐藤議員」という。）、千葉県議会議員佐野彰（以下「佐野議員」という。）、千葉県議会議員皆川輝夫（以下「皆川議員」という。）、千葉県議会議員吉本充（以下「吉本議員」という。）、千葉県議会議員山口登（以下「山口議員」という。）、前千葉県議会議員小島武久（以下「小島前議員」という。）、千葉県議会議員田中信行（以下「田中議員」という。）、前千葉県議会議員岩井覚（以下「岩井前議員」という。）、千葉県議会議員天野行雄（以下「天野議員」という。）、前千葉県議会議員布施健太郎（以下「布施前議員」という。）、千葉県議会議員磯部裕和（以下「磯部議員」という。）、千葉県議会議員川名寛章（以下「川名議員」という。）、千葉県議会議員宍倉登（以下「宍倉議員」という。）、千葉県議会議員阿部紘一（以下「阿部議員」という。）、千葉県議会議員宇野裕（以下「宇野議員」という。）、千葉県議会議員鈴木衛（以下「鈴木衛議員」という。）、千葉県議会議員木名瀬捷司（以下「木名瀬議員」という。）、千葉県議会議員信田光保（以下「信田議員」という。）、千葉県議会議員鈴木昌俊（以下「鈴木昌俊議員」という。）、千葉県議会議員瀧田敏幸（以下「瀧田議員」という。）、千葉県議会議員横堀喜一郎（以下「横堀議員」という。）、千葉県議会議員秋山光章（以下「秋山議員」という。）及び千葉県議会議員杉田守康（以下「杉田議員」という。また上記25名を総称して以下「本件各議員」という。）に対して交付した平成21年度分の政務調査費について、本件各議員が目的外支出を行っており、千葉県知事（以下「知事」という。）が、当該目的外支出に係る不当利得返還請求権の行使をしないことが「財産の管理を怠る事実」とであると主張するものと解される。

したがって、政務調査費の交付等に係る事務を所掌している千葉県総務部

財政課（以下「財政課」という。）を監査対象機関とし、本件各議員に交付した政務調査費に関して知事に不当利得返還請求権が発生しているか否か、また、その行使を怠る事実があるか否かについて、監査を実施した。

3 意見書

政務調査費の交付等に係る権限を有している知事に対し、平成23年5月31日、本件措置請求に係る意見の提出を求めた。

知事は、平成23年7月1日付け千議総第382号により、別紙3「住民監査請求に対する意見書」（以下「意見書」という。）を提出した。

4 請求人の陳述の聴取

法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は、平成23年6月6日に陳述書及び証拠を提出し、同月8日に陳述を行った。また、同月13日に追加の証拠等及び別紙2「正誤表」を提出した。

陳述の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 判例等に照らして考えると、違法、不当と思われる支出が多くある。
- (2) 領収金額等の記載がなく、領収書としての形態が整っていないものが多く見受けられた。
- (3) 那須塩原市視察は、現地調査又は先進地視察実施報告書（以下「視察報告書」という。）によると、目的がスマートインターチェンジ視察及び那須ガーデンアウトレット視察となっているが、県政にどのような課題があるために先進地であるのかについては記載されていないことから、政務調査費を支出することは違法、不当である。
- (4) 千葉県議会議長（以下「議長」という。）に提出された収支報告書等を公認会計士等の専門家がチェックする仕組みを作るべきである。
- (5) 政治家が忙しいのはわかるが、だからといって好き勝手にお金を使っているというわけではない。
- (6) 明確な規定があるわけではなく、提案であるが、車のリース料については、5万円もあれば政務調査活動には支障のない車を借りることができるので、5万円を超えた額については議員個人で負担するべきである。
- (7) 監査委員が不適法な請求であると判断し、請求を却下する場合でも、その請求に対する監査委員の意見を付けた上で却下としていただきたい。

5 知事の陳述の聴取

平成23年7月4日、知事の陳述を聴取した。

知事は、意見書のとおり陳述したほか、以下のとおり補足説明をした。

- (1) 意見書4ページから5ページにかけての請求人の主張の総論（請求の要旨）に対する知事の意見は、平成12年の法の一部改正法律案の趣旨

説明等に基づくものである。

- (2) 川名議員の車両借上代については、川名議員からは、通常の車両リースは契約期間を3年から5年とするが、リース期間が長くなるほど月額リース料が安価になるので使用期間を60か月と想定して契約を締結しているとの説明を受けている。
- (3) 今回の住民監査請求がなされたことに伴う調査に入る段階で、一部の議員が一部の事務費について使用実態を再検討した結果、修正した収支報告書を提出したとの報告が議長からあった。
- (4) 金額の記載がない領収書等が見受けられたことについては、議長の確認が不十分であったと考える。これらの支出証拠書類は議員の説明責任の観点からも重要なものであるので、適切に確認を行うよう議長に申し伝えたい。

6 平成23年7月4日に実施した監査の概要

平成23年7月4日、監査対象機関である財政課に対して監査を行った。その概要は、以下のとおりである。

(1) 海外視察に係る調査研究費及び研修費について

ア 「政務調査費の手引き」において、海外における現地調査を実施する場合は、「公的機関等を訪問のうえ現地の状況を聴取するなどの調査活動に伴う経費が対象」及び「按分により公的機関等を訪問した日程に係る経費のみに政務調査費を充てなければならない。」と記載されているが、公的機関を訪問していなければ政務調査費を充てることはできないのか。

海外における現地調査を実施する場合は、「公的機関等を訪問のうえ現地の状況を聴取するなどの調査活動に伴う経費が対象であり、単に知識、素養を得る目的で観光地等を視察して回る、観光旅行と受け取られかねないものについては政務調査費を充てることはできない。」と注意を促しているものであり、公的機関の訪問を必要要件としているものではない。

イ 「政務調査費の手引き」において、「海外滞在期間のうち、1/2を超える期間が観光地視察に充てられる場合は、航空運賃についても按分すべきである。」と記載されているが、1/2を基準としたのはどのような考え方によるものか。

海外滞在期間のうち、少なくとも半分以上は県政、地方行政、地方財政に関連する視察等を行っていないければ、航空運賃の全額に政務調査費を充てることはできないという判断を「政務調査費の手引き」の作成時に行ったものとする。

ウ 海外滞在期間は移動日を除く現地滞在期間という理解でよいか。

海外滞在期間は日本と現地との間の移動等の日程を除く現地滞在期間で考える。

(ア) 請求人は海外滞在期間を半日ずつ5つに分けて1/2を超えるかどうかを算定しているが、1/2をどのように算定するかの基準はあるのか。

1/2をどのような単位で算定するかについては、時間単位という細かいものではなく、半日や1日で算定するものとする。

(イ) 例えば半日で考えた場合、半日を4時間と考えたと、その半日において1か所でも視察を行っていただければよいと考えるのか。

例えば午後に視察を行った場合、少なくとも1か所を視察していただければよいというわけではなく、午後のおおむねの時間において視察を行っていることが必要であるとする。

サンクトペテルブルグ視察の平成21年9月15日の午後については、午後1時から午後3時20分までは実地に都市計画等を視察しており、午後3時30分からはエルミタージュ美術館で美術館学芸員との意見交換を行っているということで政務調査費を充てることについては問題はないとする。

エ 議員の公務による出張においてビジネスクラスを使用したことはあるのか。

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号。以下「旅費条例」という。）では、議員はビジネスクラスを使用できることになっており、議員の公務による出張においてもビジネスクラスを使用したことはある。

(2) 川名議員の国内視察に係る研修費について

ア 川名議員の諏訪市視察に係る研修費については、支出項目を研修費から会議費に変更しているが、議員が収支報告に当たって支出項目の誤りということで変更することを認めていいのか。

千葉県（以下「県」という。）の一般の支出においても支出科目を修正することがあるので、政務調査費においても支出項目を変更する可能性はあるとする。

イ 諏訪市視察については移動式会議であるとしているが、本件会議において諏訪市に行く必要性はなかったと思われ、見方によると観光旅行と受け取られかねないが、それにもかかわらず移動式会議であり、違法又は不当な支出ではないと考える理由を詳しく説明していただきたい。

川名議員からは、JRの旅行の企画に「小櫃・上総地区久留里線輸送力を促進する会」として協賛の上、久留里線の地元地区員及び自治会長全員で参加し、意見交換を行うことは有意義なものであり、このような形でないと参加者を集めることが難しいという説明を受けており、知事としては、違法又は不当な支出ではないとする。

ウ 諏訪市視察は、別の面から言うと後援会活動の一環にも見られると

考えられるため、県民に対して説明がしづらいのではないかと思うが、その点については川名議員から説明は受けていないのか。

川名議員からは、後援会活動あるいは選挙に向けた地盤強化といった意識はなく、政策目的のための会議として参加したとの説明を受けている。

エ 諏訪市視察に係る研修費について、一部減額の修正がなされたようだが、その理由は何か。

川名議員からは、諏訪市視察の行程のうち、観光としての見学を行った部分が全体の2割程度だったので、その部分については除いたとの説明を受けている。

オ 「政務調査費の手引き」においては、他団体が主催する会議等に出席する場合の負担金は1回当たり10,000円を限度として政務調査費を充てることができるかとされているが、減額修正後の政務調査費充当額との整合はどのように考えるのか。

本件のような会議の形態の場合は、千葉県政務調査費の交付等に関する規程（平成13年千葉県議会告示第2号。以下「規程」という。）別表に規定する政務調査費使途基準（以下「使途基準」という。）にある「旅費その他これらに類する経費」として支出可能と考える。

(3) 天野議員の大学院授業料等に係る研修費について

ア 「政務調査費の手引き」に記載のない経費であっても、使途基準に合致していると判断されれば政務調査費を充てることが認められるのか。

「政務調査費の手引き」に記載のない経費についても、必要に応じて議員に周知している。「政務調査費の手引き」に記載がないからといって政務調査費を充てることが認められないものではない。

イ 大学院等の授業料であればおしなべて使途基準に合致するのか。

使途基準に合致しているかどうかは、何を受講したかによって判断することとなる。

ウ 天野議員が受講した授業の内容は、どのように県政、地方行政、地方財政等に関係するのか。

天野議員が自治体の課題として重視している雇用労働政策に関わる労働法特講や行政学特講を中心とした体系的科目構成であり、県政、地方行政、地方財政等に密接に関連していると考ええる。

(4) 阿部議員の会議費について

ア 知事との懇談会はどのように使途基準に合致するのか。

阿部議員からは、県政にかかる政策課題や県単独補助金についての意見交換を行ったとの説明を受けており、使途基準の会議費

に合致すると考える。

イ 「政務調査費の手引き」において、茶菓代は「社会通念上妥当と思われる額の範囲内（ペットボトル購入代程度）とする。」とされているが、本件会議費で支出された1人当たり850円であるケーキ・コーヒー代は認められるのか。

「ペットボトル購入代程度」という記載は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）上の寄付の禁止について、注意を喚起するために社会通念上妥当であるものを例示したものであり、茶菓代については、社会通念上妥当と思われる額の範囲内であるか否かが判断基準となるものとする。

(5) 宇野議員の資料購入費について

「政務調査費の手引き」において書籍等の購入については、「購入した書籍等の名称を明らかにしておくことが望ましい」とされているが、宇野議員の書籍名の記載のない領収書についてはどのように考えるのか。

書籍名は記載することが望ましいと考えている。ただし、本件については宇野議員の説明により内容が確認できたことから違法又は不当な支出ではないと考える。

(6) 石橋議員の資料購入費について

石橋議員は、「字統」及び「字通」は通常の辞書として使用するものであるが、使用実態を再検討した結果、通常の辞典を超え専門的な部分は私的な利用の側面もあるとして減額修正を行っているが、専門的なものは目的外支出に当たるのか。

政策提言の中で専門的な言葉が必要なこともあるので、専門的なものであることから目的外支出であるとは言えないと考える。しかし、本件に関しては、石橋議員からは、「字統」及び「字通」の性格から専門的な部分は私的な利用に当たると判断したので減額修正を行ったとの説明を受けている。

(7) 鈴木衛議員の事務所費について

鈴木衛議員の家賃の領収書の一部は領収金額が記載されていないので、領収書の体をなしていないと考えるが、当該領収書は単なる議長のチェックもれなのか、それとも議員に指摘したのだが議員が修正しなかったのか。

本件領収書については、1年分のうちの最初の3か月分の領収書に領収金額が記載されていなかったものであり、その後の9か月分には領収金額が記載されていたため、議員には指摘をしなかったものと考えている。指摘のとおり、議長のチェックが不十分であったと考える。

(8) 車両借上代に係る事務費について

ア 車両借上代に政務調査費を充てている議員については、それぞれが適切に按分していると判断しているのか。

それぞれの議員が使用実態に基づいて適切に按分していると考ええる。

イ 本件措置請求の対象とされている車両借上代については、いずれも明らかに社会通念を逸脱していないと判断しているのか。

いずれも明らかに社会通念を逸脱していないと判断した。

(9) 杉田議員の人件費について

ア 人件費については、使途基準及び「政務調査費の手引き」の記載からは、議員又は会派が直接雇用する場合に限られるように解釈できるのだが、議員が直接雇用していない本件人件費についても政務調査費を充てることができるかと判断した理由は何か。

「政務調査費の手引き」の運用指針において、議員が直接雇用しない場合においても人件費を支出できる場合として、「政党職員に調査研究活動の補助業務を行わせた場合」が記載されており、これについては、政党職員以外の職員であっても、「政党職員に調査研究活動の補助業務を行わせた場合」に準じて人件費を支出できると解釈している。

イ 「政務調査費の手引き」においては政党職員に調査研究活動の補助業務を行わせた場合は調査研究を委託した場合に準じて取り扱うと記載されているが、この場合の支出項目は何か。

使途基準の人件費として取り扱うことを予定しているものと考ええる。

ウ 調査研究を委託した場合に準じて取り扱うということは、関係書類も調査研究費の場合と同様に整理保管することが求められているのか。

関係書類も調査研究費の場合と同様に整理保管することが求められ、本件人件費の場合は、委託契約書を出向契約書、成果物を業務日誌と考える。

エ 議員が政務調査費を充てて支出した経費が、契約相手方の会社において、事務員等の雇用に要する経費以外に充てられていないことをどのように確認したのか。

契約相手方の会社から、事務員の給与明細を提示してもらい、そのような事実がないことを確認した。

第5 認定した事実

1 政務調査費制度及び交付手続について

(1) 政務調査費に係る条例及び規程の制定等について

平成12年、地方議会議員の調査活動基盤を充実させる観点から、調査研究費等の助成を制度化する法の一部改正が行われ、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため

必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」ものとされた。

県では、法の一部改正を受けて、平成13年2月定例千葉県議会に条例案が議員発議され、全会一致により千葉県政務調査費の交付等に関する条例（平成13年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）が制定された。

条例に基づき、規程が制定され、条例と併せて平成13年4月1日から施行された。

また、政務調査費の制度発足後、政務調査費の使途の透明性の確保がより強く求められたことを受けて、平成21年度交付分の政務調査費から、収支報告書、領収書その他の証拠書類、会計帳簿及び視察報告書の写しを閲覧の対象とする趣旨の条例及び規程の一部改正が行われ、平成21年4月1日から施行されているところである。

なお、条例及び規程の一部改正を受けて新たに「政務調査費の手引き」が作成され、平成21年4月1日から運用されている。

(2) 県における政務調査費の交付手続等

政務調査費の交付は、条例、規程及び千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）により行われている。

議員及び会派への交付手続等は、以下のとおりである。

ア 政務調査費の交付を受ける会派は、まず、条例第5条第1項及び規程第2条第1項の規定により、議長に次の（ア）ないし（オ）の5項目を記載した会派結成届を提出する。

(ア) 会派の名称

(イ) 代表者の氏名

(ウ) 政務調査費経理責任者の氏名

(エ) 所属議員数

(オ) 所属議員氏名

イ 会派結成届の提出を受けた議長は、条例第6条第1項の規定により、毎年度4月1日現在の議員名及び会派の所属議員名その他の事項を知事に通知する。

ウ 知事は、前記イの通知を受け、条例第7条の規定により、当該年度の政務調査費の交付を決定する。

エ 交付決定を受けた議員及び会派は、条例第8条第1項及び規程第4条の規定により、四半期分の政務調査費を請求する。ただし、一の四半期の最初の月又はその翌月に議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日が属する月までの月分の政務調査費を請求する。

知事は、条例第8条第2項の規定により、当該請求に基づき、政務調査費を議員及び会派に交付する。

オ 年度が終了したときは、議員及び会派は、条例第10条第1項から第4項までの規定により、年度の末日の翌日から起算して30日以内に、また、議員の任期満了、議会の解散あるいは、年度途中での会派

の解散があったときは、これらの事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に、収支報告書に領収書その他の証拠書類の写し等を添付して議長に提出する。

また、条例第10条第5項の規定により、議員及び会派は、議長に提出した収支報告書及び同条第4項各号に掲げる書類に訂正がある場合は、速やかに当該収支報告書等を修正しなければならない。

議長は、収支報告書等の提出があったときは、条例第11条の規定により、議員及び会派に対して、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。

カ 議長は、提出された収支報告書の写しを規程第8条の規定により知事に送付する。

キ 知事は、上記カの収支報告書の写しにより規則第14条の規定による交付額の確定を行う。

ク 知事は、条例第12条の規定により、議員及び会派が前記エで交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員及び会派がその年度において支出した議員の調査研究に資するための経費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

ケ 議員及び会派は、規程第9条の規定により、政務調査費の支出について、証拠書類等を整理保管し、当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

コ 議長は、条例第13条第3項の規定により、収支報告書等に記載されている情報のうち千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号）第8条に規定する不開示情報を除き、閲覧に供する。

(3) 政務調査費の用途

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」とされている。

上記の法の規定を受けて、条例第9条において「会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める基準に従い使用しなければならない」と規定されており、規程第6条において「条例第9条に規定する別に定める基準は、別表のとおりとする」として、用途基準を定めている。

また、議長の諮問機関として設置された、各会派から選任された議員を構成員とする「千葉県議会あり方検討委員会」の委員による協議の結果、政務調査費の支出に当たっての留意事項及び用途基準の運用指針となる「政務調査費の手引き」が作成されている。

ア 用途基準

使途基準においては、使途を調査研究費、研修費、会議費、資料購入費、資料作成費、広報費、事務所費、事務費及び人件費の9項目に分類し、それぞれ政務調査費の対象となる内容が次表のとおり定められている。

項目	内容
一 調査研究費	<p>会派又は議員が行う県政、地方行政、地方財政等に関する調査研究に要する経費で、おおむね次に掲げる経費をいう。</p> <p>一 他の機関に調査研究を委託する場合における準備のための会議に要する経費、委託の経費その他これらに類する経費</p> <p>二 自ら県民を対象としたアンケート調査等を実施する場合における準備のための会議に要する経費、アンケート用紙等の郵送及び返信に要する経費、調査結果の検討及び取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p> <p>三 政策等の調査研究又は立案を目的として議員で結成した団体の運営又は研究に対する補助に要する経費又は当該団体に所属する議員の会費</p> <p>四 現地調査を行う場合における準備のための会議に要する経費、旅費、自動車等の借上げに要する経費、調査結果の取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p>
二 研修費	<p>会派又は議員が県政、地方行政、地方財政等に関する研修会、講演会等（以下「県政研修会等」という。）又は先進地視察を実施する場合に要する経費又は県政研修会等又は先進地視察に参加する場合に要する経費で、おおむね次に掲げる経費をいう。</p> <p>一 会派又は議員が県政研修会等を実施する場合における準備のための会議に要する経費、資料の作成に要する経費、会場及び機器の借上げに要する経費、結果の取りまとめに要する経費、講師等への謝礼その他これらに類する経費</p> <p>二 他団体が実施する県政研修会等に議員本人、議員が雇用する職員若しくは秘書又は会派が雇用する職員が参加する場合に要する参加負担金、旅費その他これらに類する経費</p> <p>三 会派又は議員が先進地視察を実施する場合における準備のための会議に要する経費、旅費、視察先への謝礼、自動車等の借上げに要する経費、視察の結果の取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p> <p>四 他団体が実施する先進地視察へ議員が参加する場合における参加負担金、視察の結果の取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p>

三	会議費	一の項、二の項及び六の項に掲げるもののほか、会派又は議員が実施する、議案等の審議に関する会議、県政に関する施策等の検討会議、県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議その他これらに類する会議における会場及び機器の借上げに要する経費、資料の作成に要する経費、茶菓代、旅費その他これらに類する経費をいう。
四	資料購入費	議員が調査研究、研修、議案審議等の議会活動を遂行する上で直接又は間接に必要な知識、情報を収集するための書籍、報告書、事典辞書、法令集等の購入に要する経費、新聞、雑誌等の購読に要する経費その他これらに類する経費をいう。
五	資料作成費	一の項から三の項まで及び六の項に掲げるもののほか、会派又は議員が議案等の審議等に必要資料を作成するための印刷製本に要する経費、原稿料その他これらに類する経費をいう。
六	広報費	会派又は議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報に関する編集のための会議に要する経費、広報紙又は議会報告書等の作成及び郵送に要する経費、ホームページの作成及び更新に要する経費その他これらに類する経費をいう。
七	事務所費	調査研究のための活動に使用する事務所の設置及び維持管理に要する賃借料、光熱水費、清掃委託、修繕経費その他これらに類する経費をいう。
八	事務費	一の項から六の項までに掲げるもののほか、調査研究のための活動に必要な事務に係る経費で、おおむね次に掲げる経費をいう。 一 事務用消耗品類の購入費、複写印刷費、事務機器の修繕費等 二 机、いす、ロッカー、応接セット、パーソナルコンピューター等備品類の購入経費 三 複写機、ファクシミリ、パーソナルコンピューター等の賃借料、駐車場使用料等 四 電信電話料、インターネット使用料、送料、保険料、各種手数料等 五 調査研究のための活動に必要な連絡業務等の旅費
九	人件費	会派又は議員が調査研究のための活動のために常時又は臨時に雇用する事務員等の給料又は賃金、各種手当、社会保険料等の雇用に要する経費をいう。

イ 運用指針

「政務調査費の手引き」においては、使途基準の項目ごとに、運用

に当たっての指針を定めており、本件措置請求に係るものとしては次のとおりである。

(ア) 調査研究費

a 調査研究を委託する場合の取扱い

他の機関に調査研究を委託する場合は、委託する調査の内容、委託先、委託金額等を記載した「委託契約書」及び調査結果報告書等の「成果物」を支出証拠書類として整理保管しておかなければならない。

b 「現地調査（海外調査を含む）」を行うに当たっての留意点

「現地調査」を行うに当たっては、調査の目的を明確にするとともに、現地において調査した結果等を支出証拠書類として整理保管しておかなければならない。

c 「旅費」についての取扱い

旅費条例により定められた金額を基準とし、以下のとおりとする。

・交通費＝鉄道賃、航空賃、バス賃等の実費とする（グリーン料金、スーパーシート代は認められる。）。

d その他の経費

・手みやげ代＝調査先及び調査協力者等への手みやげ代については、社会通念上妥当と思われる範囲内の経費について認められる。

e 海外における「現地調査」を実施する場合は、特に次の点に留意しなければならない。

・旅費＝旅費条例の例により、航空運賃、交通費、宿泊料、空港使用料等を対象とする（支度料、旅券交付手数料、査証手数料については除く。）。

・行程＝行程の中で公的機関等を訪問の上現地の状況を聴取するなどの調査活動に伴う経費が対象であり、単に知識、素養を得る目的で観光地等を視察して回る、観光旅行と受け取られかねないものについては政務調査費を充てることはできない。

行程の中にそのような日程が含まれている場合は、按分により公的機関等を訪問した日程に係る経費のみに政務調査費を充てなければならない。

※海外滞在期間のうち、1/2を超える期間が観光地視察に充てられる場合は、航空運賃についても按分すべきである。

(イ) 研修費

「先進地視察（海外視察を含む）」を行うに当たっての留意点は、「現地調査」の例による。

(ウ) 会議費

a 対象とする会議

対象とする会議については、調査研究活動の一環として開催されるものに限られ、政党活動、後援会活動等に係る経費については対象とすることはできない。

b 会場選定に当たっての取扱い

会議を開催する場合においては公費である政務調査費を充てるにふさわしい会場を選定し、高額な会場借上げ料を必要とするような場所を選定することは望ましくない。

c 県民の県政に関する意見及び要望を吸収するため、会議・会合等に出席する場合の会費等の取扱い

議員が、県民の県政に関する意見及び要望を吸収する目的で、各種の団体等に加盟する場合の年会費及び各種の団体等が主催する会議・会合等に出席する場合の会費（負担金）については、一回当たり10,000円を限度として政務調査費を充てることができる。

d 茶菓代の取扱い

茶菓代の取扱いは次のとおりとする。

なお、公職選挙法上の制限（第199条の2《公職の候補者等の寄付の禁止》・第199条の5《後援団体に関する寄付等の禁止》）があるので、注意を要する。

・茶菓代＝社会通念上妥当と思われる額の範囲内（ペットボトル購入代程度）とする。

e 旅費その他の取扱い

主催者側及び出席者が負担した交通費、宿泊費（宿泊が必要とされる場合に限る。）の実費とする。

(エ) 資料購入費

書籍、報告書、辞典辞書、法令集等購入の購入数については原則として各1冊（部）とする。

また、支出証拠書類として保管する領収書については、原則として書籍等の名称が記載されたものとするが、レシート等で記載がない場合は、領収書貼付用紙の余白部分に書籍名を記載する等の方法により購入した書籍等の名称を明らかにしておくことが望ましい。

(オ) 事務所費

事務所の賃借料に政務調査費を充てる場合は、会派又は議員本人が契約者となっている賃貸借契約書を支出証拠書類として整理保管しておかなければならない。

(カ) 事務費

a 経費の按分について

使用する実態等に応じてその経費を按分の上政務調査費を充てなければならない。

- ・消耗品、備品購入費、リース代等については、合理的な説明が困難な場合は以下の表に示す率を按分比の上限とする。

調査研究活動専用	全額
調査研究活動＋後援会活動（又は政党活動）	1 / 2
調査研究活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

- ・固定電話料、携帯電話、インターネット使用料等
使用の実態に応じて按分の上政務調査費を充てることとする。
なお、使用実態について合理的な説明が困難な場合は、使用料等の1 / 2を上限とする。

b 自動車の取扱い

自動車の購入代金に政務調査費を充てることは、公費をもって資産を形成することとなるため認められない。

リース料に、調査研究活動に伴う使用状況に応じて政務調査費を充てることは認められるが、以下の点について留意しなければならない。

- ・リース期間の終了後又は途中で、当該リース車両の所有権が有償、無償に関わらず会派・議員側に移転することとされている場合は、政務調査費を充てることはできない。
- ・自動車リースを業とする者との契約であること。
- ・任意保険料は自己負担とする。

(キ) 人件費

a 事務員等の雇用にあたっての留意点

(a) 証拠書類の整理保管

事務員等を雇用した場合は、雇用契約書及び業務日誌を支出証拠書類として整理保管しなければならない。

(b) 他の業務に従事した場合の按分処理

雇用した事務員等が調査研究活動以外の業務（後援会活動に係る業務等）に従事した場合は、業務日誌によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分処理の上政務調査費を充てることとする。

b 政党職員及び秘書の取扱い

人件費として政務調査費を充てることができるのは、調査研究活動を行うにあたって補助業務を行わせる目的で会派又は議員が雇用主となり事務員等を雇用した場合に限られるものである。

政党職員については雇用主が異なり、秘書については本来の雇用の目的が異なるため、次の扱いによることとする。

(a) 政党職員に調査研究活動の補助業務を行わせた場合

使途基準の「一 調査研究費」による調査研究を委託した場合に準じて取り扱い、雇用主（政党代表者等）との間に、時間当たりの委託料等を明確に規定した委託契約を締結し、

雇用主に対して支払った委託料に政務調査費を充てることとする。

(b) 議員秘書に調査研究活動の補助業務を行わせる場合

議員、秘書間における雇用契約に基づく給与等を基準とし、定められた就労時間に占める調査研究活動補助に従事した時間の割合をもって按分した上で、給与支払額の一部に政務調査費を充てることとする。

ウ 政務調査費を充てることができない経費

「政務調査費の手引き」においては、次に掲げる経費に政務調査費を充てることができないとされている。

(ア) 政党活動に伴う経費

<例> 党大会への賛助金・参加旅費等の経費、政党広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷・発送経費、政党事務所の設置・維持経費など

(イ) 選挙活動に伴う経費

<例> 選挙ビラ作成、各種団体への支援依頼活動等選挙に係る全ての経費

特に、選挙運動期間中における調査研究活動（政務調査費を充てる場合）については、誤解を招くおそれがあるため十分な配慮が必要である。

(ウ) 後援会活動に伴う経費

<例> 後援会広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷・発送経費・後援会主催の「報告会」等開催経費など

(エ) 議会公務に伴う経費

<例> 議会定例会・臨時会・委員会等に出席するための経費及び委員会視察に伴う経費など

(オ) 資産の形成につながる経費

<例> 事務所等の不動産購入及び資産価値を高める改修等の経費、自動車・高額な事務用備品等（取得価格が原則として概ね30万円以上）の購入に伴う経費など

エ 経費の按分

「政務調査費の手引き」においては、政務調査費を充てることができる経費については、調査研究活動に伴う経費のみに限定されるものであるため、一つの経費に調査研究活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合は、当該一つの経費に一定の割合を乗ずるなど按分した上で政務調査費を充てなければならないとされている。

按分すべき経費は、使途基準に定める9項目の経費全てに及ぶものであるが、按分割合を算出する際に基準となるものとして、「時間」、「日数」、「面積（スペース）」、「距離」等が考えられ、合理的に説明可能な按分が必要であるとされている。

オ 議員の説明責任

「政務調査費の手引き」においては、「政務調査費は公費が充てられることから、会派及び議員はすべての支出に関し説明を求められた場合において、支出証拠書類によりその支出の妥当性を説明すべき責務を負うものである」とされている。

2 政務調査費に係る会計処理について

知事は千葉県議会事務局職員を知事部局(財政課)併任職員として任命し、議会に係る会計処理を行わせており、その中で政務調査費に係る会計処理が行われている。

3 本件各議員に交付された政務調査費について

平成21年度に本件各議員に交付された政務調査費の交付等の状況は以下のとおりである。

(1) 石橋議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月27日	支出額	3,768,044円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	3,768,044円
残余额の返還日	平成22年 5月27日	返還額	431,956円
修正後の収支報告書の提出日	平成22年 6月 7日	支出額	3,484,044円
修正に伴う残余额の返還日	平成22年 7月 7日	返還額	284,000円
修正後の収支報告書の提出日	平成23年 6月17日	支出額	3,463,094円
修正に伴う残余额の返還日	平成23年 7月 5日	返還額	20,950円

(2) 伊藤議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月28日	支出額	4,200,000円

交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,200,000円
修正後の収支報告書の提出日	平成22年 6月 8日	支出額	4,181,769円
修正に伴う残余额の返還日	平成22年 6月30日	返還額	18,231円

(3) 佐藤議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	4,197,375円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,197,375円	
残余额の返還日	平成22年 5月26日	返還額	2,625円	
修正後の収支報告書の提出日	平成22年 6月 8日	支出額	4,029,375円	
修正に伴う残余额の返還日	平成22年 7月 5日	返還額	168,000円	
修正後の収支報告書の提出日	平成23年 6月 9日	支出額	3,995,059円	
修正に伴う残余额の返還日	平成23年 7月 1日	返還額	34,316円	

(4) 佐野議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月26日	支出額	4,200,000円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,200,000円	
修正後の収支報告書の提出日	平成23年 4月20日	支出額	4,143,879円	
修正に伴う残余额の返還日	平成23年 4月28日	返還額	56,121円	

(5) 皆川議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	3,248,895円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	3,248,895円
残余额の返還日	平成22年 5月24日	返還額	951,105円
修正後の収支報告書の提出日	平成22年 6月10日	支出額	3,044,895円
修正に伴う残余额の返還日	平成22年 7月22日	返還額	204,000円

(6) 吉本議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月25日	支出額	4,200,000円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,200,000円
修正後の収支報告書の提出日	平成22年 6月10日	支出額	4,027,328円
修正に伴う残余额の返還日	平成22年 7月 2日	返還額	172,672円

(7) 山口議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	2,967,692円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	2,967,692円
残余额の返還日	平成22年 5月26日	返還額	1,232,308円
修正後の収支報告書の提出日	平成22年 6月11日	支出額	2,835,692円

修正に伴う残余额の 返還日	平成22年 7月 1日	返還額	132,000円
------------------	-------------	-----	----------

(8) 小島前議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	1,606,542円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	1,606,542円	
残余额の返還日	平成22年 5月24日	返還額	2,593,458円	

(9) 田中議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	3,771,981円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	3,771,981円	
残余额の返還日	平成22年 5月24日	返還額	428,019円	

(10) 岩井前議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	3,694,446円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	3,694,446円	
残余额の返還日	平成22年 5月24日	返還額	505,554円	

(11) 天野議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	4,179,462円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,179,462円
残余额の返還日	平成22年 5月25日	返還額	20,538円

(12) 布施前議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	4,200,000円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,200,000円
修正後の収支報告書の提出日	平成22年 6月 9日	支出額	4,178,000円
修正に伴う残余额の返還日	平成22年 7月 1日	返還額	22,000円

(13) 磯部議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	4,142,196円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,142,196円
残余额の返還日	平成22年 5月27日	返還額	57,804円

(14) 川名議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円

収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	3,814,884円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	3,814,884円
残余额の返還日	平成22年 5月24日	返還額	385,116円
修正後の収支報告書の提出日	平成23年 6月20日	支出額	3,800,654円
修正に伴う残余额の返還日	平成23年 7月 6日	返還額	14,230円

(15) 穴倉議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月29日	支出額	2,310,961円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	2,310,961円	
残余额の返還日	平成22年 5月25日	返還額	1,889,039円	
修正後の収支報告書の提出日	平成22年12月13日	支出額	2,286,909円	
修正に伴う残余额の返還日	平成22年12月22日	返還額	24,052円	
修正後の収支報告書の提出日	平成23年 6月 3日	支出額	2,241,514円	
修正に伴う残余额の返還日	平成23年 7月 1日	返還額	45,395円	

(16) 阿部議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	4,200,000円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,200,000円	
修正後の収支報告書の提出日	平成22年11月11日	支出額	3,869,475円	
修正に伴う残余额の返還日	平成22年11月26日	返還額	330,525円	

(17) 宇野議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月23日	支出額	4,119,363円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,119,363円	
残余额の返還日	平成22年 5月28日	返還額	80,637円	

(18) 鈴木衛議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	4,044,611円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,044,611円	
残余额の返還日	平成22年 5月25日	返還額	155,389円	

(19) 木名瀬議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	3,980,031円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	3,980,031円	
残余额の返還日	平成22年 5月24日	返還額	219,969円	
修正後の収支報告書の提出日	平成22年 6月16日	支出額	3,860,031円	
修正に伴う残余额の返還日	平成22年 7月 6日	返還額	120,000円	

(20) 信田議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	3,938,910円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	3,938,910円	
残余额の返還日	平成22年 5月27日	返還額	261,090円	
修正後の収支報告書の提出日	平成22年 6月17日	支出額	3,675,310円	
修正に伴う残余额の返還日	平成22年 7月 1日	返還額	263,600円	
修正後の収支報告書の提出日	平成22年11月10日	支出額	3,528,169円	
修正に伴う残余额の返還日	平成22年11月25日	返還額	147,141円	
修正後の収支報告書の提出日	平成23年 6月 7日	支出額	3,493,113円	
修正に伴う残余额の返還日	平成23年 6月30日	返還額	35,056円	

(21) 鈴木昌俊議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	4,200,000円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,200,000円	
修正後の収支報告書の提出日	平成22年 6月 8日	支出額	4,200,000円	
修正後の収支報告書の提出日	平成22年12月 2日	支出額	3,913,900円	
修正に伴う残余额の返還日	平成22年12月21日	返還額	286,100円	
修正後の収支報告書の提出日	平成23年 6月 8日	支出額	3,886,117円	

修正に伴う残余额の 返還日	平成23年 6月30日	返還額	27,783円
------------------	-------------	-----	---------

(22) 瀧田議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月23日	支出額	4,200,000円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,200,000円
修正後の収支報告書 の提出日	平成22年 6月16日	支出額	4,200,000円
修正後の収支報告書 の提出日	平成22年12月16日	支出額	4,178,495円
修正に伴う残余额の 返還日	平成23年 1月12日	返還額	21,505円

(23) 横堀議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	3,914,959円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	3,914,959円
残余额の返還日	平成22年 5月24日	返還額	285,041円

(24) 秋山議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額 1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額 1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額 1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額 1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月30日	支出額	4,200,000円
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,200,000円
修正後の収支報告書 の提出日	平成22年 6月10日	支出額	4,200,000円

修正後の収支報告書の提出日	平成23年 4月25日	支出額	4,200,000円
修正後の収支報告書の提出日	平成23年 6月 3日	支出額	4,179,520円
修正に伴う残余额の返還日	平成23年 6月29日	返還額	20,480円

(25) 杉田議員分

交付決定日	平成21年 4月 1日	決定額	4,200,000円	
交付日	第1回	平成21年 4月30日	交付額	1,050,000円
	第2回	平成21年 7月31日	交付額	1,050,000円
	第3回	平成21年10月30日	交付額	1,050,000円
	第4回	平成22年 1月29日	交付額	1,050,000円
収支報告書の提出日	平成22年 4月26日	支出額	4,200,000円	
交付額の確定日	平成22年 5月21日	確定額	4,200,000円	

4 本件措置請求の対象とされた政務調査費の使途等について

本件措置請求の対象とされた政務調査費の使途等については、以下のとおりであった。

なお、本件各議員からの説明に関する部分は、知事による調査に対し、本件各議員から説明がなされたものである。

- (1) 石橋議員、伊藤議員、佐藤議員、佐野議員、皆川議員、吉本議員、山口議員及び小島前議員（以下、上記8名を総称して「本件議員団A」という。）の海外視察に係る調査研究費及び研修費について

平成21年9月14日から同月18日までにかけて本件議員団Aが実施したサンクトペテルブルグ視察（以下「サンクトペテルブルグ視察」という。）に係る視察報告書及び本件議員団Aの説明によれば、行程等は以下のとおりとのことであった。

ア 同月15日の午前については、政務調査以外の活動であり、その分の費用には政務調査費を充当していない。

イ 同月15日の午後1時から午後3時20分までについては、同月16日に訪問する予定であった在サンクトペテルブルグ日本国総領事館及びサンクトペテルブルグ市議会との意見交換に先立ち、同市が観光振興の一環として力を注いでいる環境整備、交通網の整備及び都市計画について実地視察を行った。

また、同月15日の午後3時30分から午後4時30分までについては、県立美術館を有する千葉県として、美術館運営の参考とすべくエルミタージュ美術館を視察し、美術館学芸員との意見交換を行った。

ウ 同月16日については、在サンクトペテルブルグ日本国総領事館及びサンクトペテルブルグ市議会において、観光振興、交通、経済・財政、県との関わり等について、現地の職員、議員等と意見交換を行った。

エ 同月17日の午前については、政務調査以外の活動であり、その分の費用には政務調査費を充当していない。

オ サンクトペテルブルグは、外国人観光客誘致に力を入れており、外国人観光客の誘致による観光立県を目指す千葉県としても、先進地として参考になることから、サンクトペテルブルグ視察を行った。

(2) 田中議員、岩井前議員、天野議員、布施前議員及び磯部議員（以下、上記5名を総称して「本件議員団B」という。）の海外視察に係る調査研究費及び研修費について

平成22年3月21日から同月29日までにかけて本件議員団Bが実施したフィンランド及びドイツ視察（以下「フィンランド・ドイツ視察」という。）に係る視察報告書及び本件議員団Bの説明によれば、行程及びビジネスクラス使用の理由は以下のとおりとのことであった。

ア 同月22日については、ヘルシンキ（フィンランド）において、現地の学校現場を視察し、学校現場の課題等について説明を受けた後、国家教育委員会において教育政策についての説明を受け、懇談を行った。

イ 同月23日については、ヘルシンキ（フィンランド）からベルリン（ドイツ）に飛行機で移動後、同月24日のドイツ環境省国際協力局との協議課題等に係る現地視察を行った。

ウ 同月24日については、ドイツ環境省国際協力局において環境政策についての説明を受け、懇談を行い、その後ドイツ内務省移民局において移民政策についての懇談を行った。

エ 同月25日については、ミュンスター市役所において環境政策についての現場視察及び懇談を行い、その後ハム市役所において市民イニシアチブ制度についての説明を受け、懇談を行った。

オ 同月26日の午前については、在デュッセルドルフ日本国総領事館において総領事と懇談を行い、その後ノルトライン・ヴェストファーレン州厚生労働省において職業訓練制度についての説明を受け、懇談を行った。

カ 同月26日の午後については、同月24日に実施したドイツ環境省国際協力局との協議課題に係るケルン市のエコ住宅を視察した。

キ 同月27日の午前については、環境首都の一つであるハイデルベルグ市を、特に緑化政策の観点から視察した。

ク 同月27日の午後については、フィンランド・ドイツ視察の期間中に知事が成田カジノ構想を打ち出したという情報が入ったので、急きょヨーロッパにおける保養所型カジノがあるバーデンバーデン

を視察した。

ケ 一部の議員においてビジネスクラスを使用したことについては、運賃の安い航空会社を選んだところ、直行便に空席が少なく、視察がハードな日程にならざるをえなかったため、年齢の高い3名についてはビジネスクラスを選択したものである。

(3) 石橋議員の海外視察に係る研修費について

平成21年11月13日から同月15日までにかけて石橋議員が実施した仁川空港視察（以下「仁川空港視察」という。）の目的、内容等については、石橋議員の説明によれば、以下のとおりとのものであった。

ア 仁川空港視察の目的は、成田空港に代わり仁川空港がアジアのハブ空港になる可能性があるか否かを、空港の利便性やアクセス状況なども含め現地において実際に見聞することであった。

イ 仁川空港視察の内容としては、平成21年11月13日については、仁川空港全域及び制限区域において広報室アシスタントマネージャーから、運営会社、空港概要、将来計画、運用実績、国際国内ネットワークの現状等の説明を受け質疑を行った。同月14日については、仁川空港のパブリックエリアを視察した後、仁川空港から国内空港である金浦空港を経由してソウル市内へ至るアクセス状況を、外国人が荷物を持って移動する場合を想定して体験調査を行い、金浦空港においても施設を視察した。

ウ 仁川空港視察の成果としては、アクセスの状況比較や、説明員の話しぶりからわかる仁川空港と金浦空港との関係など、現地にて初めてわかることも多かった。また、隣接工業地帯、アミューズメントエリアや拡張余地などの空港マスタープランに関する事なども、現地で実際に見聞することで千葉県における成田空港という県の政策課題に対して、今後の政策に生かせるものである。

(4) 川名議員の国内視察に係る研修費について

ア 平成22年2月14日から同月15日までにかけて川名議員が実施した諏訪市視察（以下「諏訪市視察」という。）に係る視察報告書及び川名議員の説明によれば、諏訪市視察の内容は以下のとおりとのものであった。

(ア) 諏訪市視察は、利用客の減少が続いている久留里線を存続させていくために、JR東日本がJRへの乗車を促進する目的で実施する、久留里線各駅から列車に乗車する旅行の企画に、「小櫃・上総地区久留里線輸送力を促進する会」として協賛の上、久留里線の地元地区員及び自治会長全員で参加するものであり、移動は鉄道及びバスで行った。

(イ) 旅行における鉄道及びバスに乗車している時間は、久留里線存続という県政の課題について、県民の意見及び要望を吸収したり、意見交換を行ったり、久留里線存続の雰囲気醸成したりといった

活動を行う移動式会議であり、参加費用はその経費であり、経費の内訳は川名議員分の鉄道運賃、バス運賃及び宿泊費である。

- (ウ) 仮に、会場を借り上げて同様の会議を実施したとしても、集客能力及び費用の点で見れば、かかる形態の方がかえって経済的である。
- イ 川名議員の研修費については、30,200円に政務調査費を充当していたものであるが、支出項目として研修費は妥当ではなく、行程中の見学先を見学している部分は会議とは言えないことから、川名議員が諏訪市視察を再検討した結果、支出項目を研修費から会議費に変更し、また、按分率を100パーセントから80パーセントとし、24,160円に政務調査費を充当するよう修正した収支報告書が平成23年6月20日付けで川名議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同年7月6日付けで川名議員から返還されている。

(5) 宍倉議員の国内視察に係る研修費について

ア 小名浜視察について

小名浜視察に係る研修費については、10,760円に政務調査費を充当していたものであるが、宍倉議員が視察内容の再検討を行い、これを政務調査費を充当しないよう修正した収支報告書が平成23年6月3日付けで宍倉議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同年7月1日付けで宍倉議員から返還されている。

イ 那須塩原視察について

那須塩原視察に係る研修費については、34,635円に政務調査費を充当していたものであるが、宍倉議員が視察内容の再検討を行い、これを政務調査費を充当しないよう修正した収支報告書が平成23年6月3日付けで宍倉議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同年7月1日付けで宍倉議員から返還されている。

(6) 天野議員の大学院授業料等に係る研修費について

天野議員の説明によれば、大学院授業料等については以下のとおりとのことであった。

ア 大学院授業料について

現在の自治体の政策課題として雇用労働政策は重要であり、県政においても有効な施策を提言することが必要であるという問題意識のもと、労働法特講や行政学特講などを中心に体系的な理解に必要な科目を履修し、政策形成能力の向上を目指したものである。費用については、授業料のみに政務調査費を充当し、その他の費用（施設設備資金・実験実習費・交通費等）には一切政務調査費を充当していないものである。

イ 政治専科参加費について

財団法人富士社会教育センターが実施する政治専科は年3回の集中講義において、地方自治全般に関わる様々なテーマについて専門家の講義を受けるものであり、県政における政策策定の基礎となる知識習得及び政策形成能力の向上に有益なものである。

(7) 阿部議員の会議費について

阿部議員の説明によれば、本件会議は阿部議員の主導のもと千葉市議会議員8名とともに、知事に対して、県政に係る政策課題や千葉市の要望する県単独補助金が及ぼす県の施策への影響などについて質疑を含めて議論及び懇談を行い、また、当該会議に係る費用は会議室使用料10,000円及びケーキ・コーヒー代1人当たり850円であるとのことであった。

阿部議員から提示された「ホテルプラザ菜の花」発行の請求明細書によれば、請求額合計が18,500円であり、その内訳は会議室使用料として10,000円、料理代として5,500円(1人当たり550円)、オレンジジュース又はコーヒー代として3,000円(1人当たり300円)であることが認められた。

(8) 宇野議員の資料購入費について

宇野議員の説明によれば、資料購入費の内容等は以下のとおりとのことであった。

ア 資料購入費として株式会社ぎょうせいに支払った4,690円については、「公務員の教科書 国語編」(2,300円)及び「公務員の教科書 算数・数学編」(2,100円)並びに送料290円に係る支出である。当該資料は、公務員にとっての必要知識を解説した本であり、議員の政策研究にとっても基礎知識として有益である。

イ 資料購入費として株式会社太陽企画出版に支払った157,500円については、竹村健一「地球世相SOS」の年会費である。会員になることにより、竹村健一氏の人脈をもとにした各界の専門家との対談資料やDVDが毎月定期的に送られてくるものであり、政策研究の参考資料として有益である。

ウ 資料購入費として株式会社内外ニュースに支払った210,000円については、内外ニュース社の年会費であり、会員となることによって定期的に週刊新聞「世界と平和」及び旬刊小冊子「世界と日本」が送られてくるものであり、政策研究の情報収集に有益である。

(9) 石橋議員の資料購入費について

石橋議員の説明によれば、「字統」及び「字通」は通常の辞書として調査研究のために使用するものであるとのことであった。また、石橋議員の資料購入費については、41,900円に政務調査費を充当していたものであるが、石橋議員が使用実態を再検討した結果、通常の辞典を超え専門的な部分は私的な利用の側面もあるとして、按分率を100

パーセントから50パーセントとし、20,950円に政務調査費を充当するよう修正した収支報告書が平成23年6月17日付けで石橋議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同年7月5日付けで石橋議員から返還されている。

(10) 鈴木衛議員の事務所費について

鈴木衛議員から提示された賃貸借契約書によれば、鈴木衛議員は、1か月200,000円の賃料（共益費及び管理費を含む）で借り受け、賃料は毎月末日までに翌月分を持参して支払うこと及び賃貸借の期間を平成19年4月1日から平成22年3月31日までとする契約を締結していることが認められた。

また、知事の調査によれば、領収書その他の証拠書類の写しに領収印鑑として押印されている3名については、いずれも賃貸物件の管理を行っている不動産業者の社員であるとのことであった。

(11) 川名議員の事務所費について

川名議員から提示された自動車賃貸借契約書によれば、川名議員は、自動車1台を月額80,000円で借り受け、リース期間を平成21年4月1日から平成22年3月31日までとし、当該自動車に係るETC使用料及び燃料代については貸主が立替払いを行い、毎月リース料とともに請求される契約を締結していることが認められた。

川名議員の説明によれば、当該自動車は国産乗用車であり、月額リース料は使用期間を60か月と想定して算定されたものであること並びに貸主からは当該自動車の賃料、ETC使用料及び燃料代の合計額で請求が行われているとのことであった。

また、川名議員の事務所費については、1,428,280円に政務調査費を充当していたものであるが、川名議員が当該自動車賃貸借契約会社からの請求書を見直した結果、ETC使用料の一部に対象外経費であるカード年会費が含まれていたことから、1,420,090円に政務調査費を充当するよう修正した収支報告書が平成23年6月20日付けで川名議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同年7月6日付けで川名議員から返還されている。

(12) 木名瀬議員の事務所費について

木名瀬議員から提示された自動車リース契約書によれば、木名瀬議員は、国産乗用車1台を月額120,750円で借り受け、平成20年8月25日から平成25年8月24日までをリース期間とし、支払期日を毎月2日とする契約を締結していることが認められた。

また、知事の調査によれば、木名瀬議員から提示された木名瀬議員を名義人とする銀行通帳から毎月2日に120,750円が引き落とされていること並びに自動車リース契約相手方の会社が発行する「お支払金一覧表」によれば口座振替指定口座が当該通帳であること

及び支払期日・支払金額の記載が通帳の記載と一致することが認められた。

(13) 佐藤議員の事務費について

佐藤議員の事務費については、68,632円に政務調査費を充当していたものであるが、佐藤議員が当該事務費で購入したプリンター及びデジカメについての使用実態の再検討を行った結果、按分率を100パーセントから50パーセントとし、34,316円に政務調査費を充当するよう修正した収支報告書が平成23年6月9日付けで佐藤議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同年7月1日付けで佐藤議員から返還されている。

(14) 信田議員の事務費について

信田議員の説明によれば、信田議員が当該事務費で購入したプリンター及びポータブルDVDドライブについては、両機器とも携帯用の機器であり、携帯用パソコンに接続し、事務所外で調査研究活動を行う際に使用しているとのことであった。

また、信田議員が当該事務費で購入したパソコンについては、70,111円に政務調査費を充当していたものであるが、信田議員が当該パソコンについての使用実態の再検討を行った結果、按分率を100パーセントから50パーセントとし、35,055円に政務調査費を充当するよう修正した収支報告書が平成23年6月7日付けで信田議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同月30日付けで信田議員から返還されている。

(15) 鈴木昌俊議員の事務費について

鈴木昌俊議員の事務費については、55,566円に政務調査費を充当していたものであるが、鈴木昌俊議員が当該事務費で購入したコピー用紙等についての使用実態の再検討を行った結果、按分率を100パーセントから50パーセントとし、27,783円に政務調査費を充当するよう修正した収支報告書が平成23年6月8日付けで鈴木昌俊議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同月30日付けで鈴木昌俊議員から返還されている。

(16) 瀧田議員の事務費について

瀧田議員の説明によれば、事務費で購入したトナーの用途等は以下のとおりとのことであった。

ア 瀧田議員の後援会事務所は、請求人が述べる事務所とは別個にあり、後援会事務所に係る費用については区分しており、政務調査費と混同することはない。

イ 請求人が述べる事務所に設置されているコピー機は、もっぱら政務調査目的で使用するが、政党用務でも使用することもあるため、賃料と同様にトナーについても按分率を80パーセントとしている。

ウ しかし、当該事務費で購入したトナーについては、1本当たりの印刷能力はA4サイズで約3,000枚であり、当該トナーは県政における調査研究資料をA3サイズ1,200枚及びA4サイズ1,200枚印刷した際に1回で使い切ったものであるため、按分率を100パーセントとしたものである。

(17) 横堀議員の事務費について

横堀議員の説明によれば、国産乗用車を48か月リースにより、月額57,700円でリースする契約を締結しているとのことであった。

(18) 岩井前議員の事務費について

岩井前議員の説明によれば、国産乗用車を36か月リースにより、月額74,025円でリースする契約を締結しているとのことであった。

(19) 秋山議員の事務費について

秋山議員の事務費については、68,250円に政務調査費を充当していたものであるが、秋山議員が使用実態の再検討を行った結果、按分率を100パーセントから70パーセントとし、47,770円に政務調査費を充当するよう修正した収支報告書が平成23年6月3日付けで秋山議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同月29日付けで秋山議員から返還されている。

(20) 杉田議員の人件費について

杉田議員から提示された事務員2名についての出向契約書によれば、当該事務員2名は杉田議員の事務所において政務調査に関わる仕事及び後援会活動等を杉田議員の指揮監督に従い誠実に行うこととされており、出向料は1か月240,000円又は180,000円であること、出向期間は平成21年4月1日から平成22年3月31日までであることが認められた。

また、杉田議員から提示された業務日誌によれば、当該事務員2名の主な業務内容は政務調査の調査研究のまとめや報告書等の作成業務、情報収集、来客者等の応対等であり、政務調査に関わる業務として記録されている時間は全体の勤務時間の50パーセントを超えることが認められた。

第6 判断

1 監査の対象について

- (1) 法第242条第1項の規定による住民監査請求は、普通地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計上の行為又は怠る事実」を「当該行為等」という。）があると認めるときは、住民は監査委員に対し、監査を求め、当該行為等による当該普通地方公共団体の被った損害補填等のために必要な措置を

講ずべきことを請求することができる制度である。

そして、住民監査請求においては、当該行為等が具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不相当である旨を指摘して、その違法性又は不当性を摘示しなければならないとされている（東京地裁平成2年（行ウ）第100号平成3年3月27日判決参照）。

(2) 上記に照らし、本件措置請求のうち、以下のアからオまでの部分については、いずれもその違法性又は不当性が具体的な理由によって摘示されているとは認められないため、不適法な請求と言わざるを得ない。

よって、その余の請求に係る部分を監査の対象とすることとした。

ア 本件措置請求のうち、石橋議員の海外視察に係る研修費の返還を求める部分については、請求人は「いかなる目的で行ったのか調査結果をどう生かすのか等、報告書で明らかにされておらず視察の必要性に疑問がある。」、「調査事項とされている「仁川空港の概要」等はインターネット検索でほとんど知りうることでありわざわざ3日間もかけて韓国まで行かなくても調査は可能であり視察の必然性がない。」と述べている。

しかしながら、視察報告書には視察の目的、調査事項等が明記されているものと認められ、請求人は視察報告書の記載が請求人の基準に照らして不十分であることを主張するのみであり、また、視察の必然性については請求人の見解を述べるに過ぎず、請求書、添付の資料、請求人の陳述等を総合しても、当該行為等の違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されているとは認められない。

イ 本件措置請求のうち、宍倉議員の那須塩原視察に係る研修費の返還を求める部分については、請求人は視察報告書の記載からは調査目的が明確でなく、視察成果物の記載もないため、政務調査費を充てることができる視察とは認められず、違法、不当であるから、支出された34,635円は全額返還されるべきであると述べている。

しかしながら、視察報告書には視察の目的、調査事項等が明記されているものと認められ、請求人は視察報告書の記載が請求人の基準に照らして不十分であることを主張するのみであり、請求書、添付の資料、請求人の陳述等を総合しても、当該行為等の違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されているとは認められない。

ウ 本件措置請求のうち、佐藤議員、信田議員、鈴木昌俊議員及び瀧田議員の事務費の返還を求める部分については、請求人は当該事務費で購入した消耗品等が調査研究活動以外の活動にも使用されており、按分率100パーセントで支出されたことは違法又は不当であると述べている。

しかしながら、上記第5 1 (3) のとおり、一つの経費に調査研究活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合は按分した上で政務調査費を充てなければならないとされているが、請求人は上記の

各経費で購入した消耗品等が調査研究活動以外の活動に使用されたと主張するのみであり、請求書、添付の資料、請求人の陳述等を総合しても、上記の各経費で購入した消耗品等が調査研究活動以外の活動に使用されたことをうかがわせる事実を疎明していないことから、当該行為等の違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されているとは認められない。

エ 本件措置請求のうち、横堀議員及び岩井前議員の事務費の返還を求める部分については、請求人は車両リース料について「月額5万円を超える部分は、議員個人が負担すべきであり県民に負担させるべきではない」として、車両リース料月額5万円を超える部分については違法又は不当な支出であると述べている。

しかしながら、請求人自身が陳述で述べるとおり、「政務調査費の手引き」等においては、車両リース料の上限については定められておらず、車両リース料を月額5万円までにすべきであるというのは請求人の見解あるいは提案を述べるものであり、請求書、添付の資料、請求人の陳述等を総合しても、当該行為等の違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されているとは認められない。

オ 本件措置請求のうち、秋山議員の事務費の返還を求める部分については、請求人はインターネット使用料について「事務所費から支出したプリンター修理代、電話代などは70%按分としており、これらと同様70%按分とするのが妥当である。」と述べている。

しかしながら、インターネット使用料がプリンター修理代及び電話代等と同じ按分割合によらなければならないとするのは請求人の見解を述べるに過ぎず、請求書、添付の資料、請求人の陳述等を総合しても、当該行為等の違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されているとは認められない。

2 政務調査費の返還を求める請求について

(1) 法第100条第14項に規定される政務調査費の制度は、地方公共団体の議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであり、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付することができるものと定められているものである（最高裁第一小法廷平成17年（行フ）第2号平成17年11月10日決定参照）。

ところで、議員又は会派の調査研究活動は多岐にわたり、その調査対象の選定や調査方法及び内容については、議員としての調査研究の範囲を逸脱しない限り、比較的広範に自由な裁量を認めていると解されるものであり、支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる限りは、政務調査費をどのように使用するかは議員又は会派の

自主性及び自律性を尊重し、当該議員又は会派の裁量を広く認め、ただそれが県政との関連性、必要性・合理性を欠くことが明らかな場合にのみ違法と解すべきであるとされており（函館地裁平成18年（行ウ）第1号平成20年5月16日判決参照）、またその使用の政治的当否については、選挙民の判断に委ねられるべきであるとされている（東京高裁平成21年（行コ）第2号平成21年9月29日判決参照）。

しかし、政務調査費については公費が充てられているものであるから、政務調査費として無制限に支出が認められているものではなく、本県においては、上記第5 1（3）のとおり、条例の規定を受けた規程において使途基準が定められており、またその運用については、議会各会派の申し合わせにより作成された「政務調査費の手引き」において定められていることを踏まえ、使途基準及び「政務調査費の手引き」に照らし、これらを逸脱した支出が認められれば、当該支出は県政に関する調査研究に資するため必要な経費以外の経費に係る支出として、違法又は不当なものと判断されるものになると解される（同趣旨の判例として東京地裁平成20年（行ウ）第114号平成20年11月28日判決参照）。

(2) 以上の観点により、請求人の主張のうち、1において不適法な請求と判断した部分以外の部分について、請求人の主張及び知事の意見に沿って、以下に掲げる項目ごとに判断する。

ア 本件議員団Aの海外視察に係る調査研究費及び研修費について

請求人は、サンクトペテルブルグ視察については、現地滞在2日半のうち平成21年9月15日及び同月17日の午前については、視察報告書に視察の内容及び成果等の記載が全くなく、「政務調査費の手引き」に記載のある「公的機関等を訪問のうえ現地の状況を聴取するなど」を行っていないことから政務調査費を充てることができないものであり、「政務調査費の手引き」の運用指針において「海外滞在期間のうち、1/2を超える期間が観光地視察に充てられる場合は、航空運賃についても按分すべきである。」と定めていることから、航空運賃148,000円の60パーセントは違法、不当な支出であるから、一人当たり88,800円が返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、視察報告書には平成21年9月15日の午後の視察内容が記載されており、上記第5 4（1）のとおり、知事の調査に対し、本件議員団Aから、平成21年9月15日の午後1時から午後3時20分までについては、同月16日の意見交換のための現地視察を行ったこと、同月15日の午後3時30分から午後4時30分までについては、県立美術館運営の参考とすべくエルミタージュ美術館を視察し、美術館学芸員との意見交換を行ったことについての説明があったことが認められる。

そして、請求人が述べる「政務調査費の手引き」の記載については、知事は「海外における現地調査を実施する場合は、公的機関等を訪問のうえ現地の状況を聴取するなどの調査活動に伴う経費が対象であり、観光旅行と受け取られかねないものについては政務調査費を充てることはできないと注意を促しているものであり、公的機関の訪問を必要要件としているものではない。」旨を述べており、この解釈が不合理であるとは認められない。

よって、同月15日の午後において調査研究活動を行っていたという本件議員団Aの説明が不合理であるとは言えず、サンクトペテルブルグ視察の日程のうち調査研究活動の日程が2分の1を下回っているとは認められないことから、航空運賃の按分を要するものとは認められず、本件調査研究費及び研修費の支出について明らかに目的外支出があったと認めることはできない。

イ 本件議員団Bの海外視察に係る調査研究費及び研修費について

(ア) 請求人は、フィンランド・ドイツ視察については、視察日程の6日間のうち平成22年3月23日、同月26日の午後及び同月27日については、「政務調査費の手引き」に記載のある「公的機関等を訪問のうえ現地の状況を聴取するなど」を行っていないことが視察報告書で明らかであり、視察経費の3分の1は政務調査費の支出の対象とはならないものであることから、一人当たり193,619円又は121,151円が返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、請求人が述べる「政務調査費の手引き」の記載については、知事は「海外における現地調査を実施する場合は、公的機関等を訪問のうえ現地の状況を聴取するなどの調査活動に伴う経費が対象であり、観光旅行と受け取られかねないものについては政務調査費を充てることはできないと注意を促しているものであり、公的機関の訪問を必要要件としているものではない。」旨を述べており、この解釈が不合理であるとは認められない。そして、上記第54(2)のとおり、知事の調査に対し、本件議員団Bから、平成22年3月23日については同月24日のドイツ環境省国際協力局との協議課題等に係る現地視察を行ったこと、同月26日の午後については同月24日に実施したドイツ環境省国際協力局との協議課題に係る視察を行ったこと、同月27日の午前についてはハイデルベルグ市を緑化政策の観点から視察したこと及び同月27日の午後についてはフィンランド・ドイツ視察の期間中に知事が成田カジノ構想を打ち出したという情報が入ったので急きょヨーロッパにおける保養所型カジノがあるバーデンバーデンを視察したことについての説明があったことが認められる。

よって、請求人が政務調査費の支出の対象とはならないと主張

する部分については、いずれも調査研究活動に当たるといふ本件議員団Bの説明が不合理であるとは言えないことから、本件調査研究費及び研修費の支出について明らかに目的外支出があったと認めることはできない。

- (イ) 請求人は、田中議員、岩井前議員及び天野議員はビジネスクラスを利用しているが、フィンランド・ドイツ視察は5名の議員が同じ行程で旅行をしているのであり、同行者と異なり当該議員がビジネスクラスを利用する必然性がなく、「政務調査費の手引き」において利用できる旨の記載もないことから、一人当たり395,999円を返還するべきであると主張するものと解される。

しかしながら、上記第5 1 (3) イのとおり、海外における「現地調査」を実施する場合の旅費については、旅費条例の例によることとされていること及び意見書において「旅費に関しては、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号）により、ビジネスクラス料金の支出も可能である。」と述べられていることから、ビジネスクラスの利用は可能であると解され、目的外支出があったと認めることはできない。

ウ 川名議員の国内視察に係る研修費について

請求人は、川名議員の諏訪市視察は、視察報告書に諏訪市を視察する明確な目的、視察の内容、視察の成果等についての記載が全くないため、政務調査費を充てることのできる視察とは認められず、違法、不当な支出であるから、支出された30,200円は全額返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、上記第5 4 (4) アのとおり、知事の調査に対し、川名議員からは、諏訪市視察は久留里線を存続させていくために、JR東日本の旅行の企画に「小櫃・上総地区久留里線輸送力を促進する会」として協賛の上、久留里線の地元地区員及び自治会長全員で参加したものであり、移動は鉄道及びバスで行ったこと、移動時間は久留里線存続という県政の課題について、県民の意見及び要望を吸収したり、意見交換を行ったり、久留里線存続の雰囲気醸成したりといった活動を行う移動式会議であり、仮に、会場を借り上げて同様の会議を実施したとしても、集客能力及び費用の点で見れば、かかる形態の方がかえって経済的であることの説明があったことが認められる。

また、上記第5 4 (4) イのとおり、川名議員の研修費については、30,200円に政務調査費を充当していたものであるが、支出項目として研修費は妥当ではなく、行程中の見学先を見学している部分は会議とは言えないことから、川名議員が諏訪市視察を再検討した結果、支出項目を研修費から会議費に変更し、また、按分率を100パーセントから80パーセントとし、24,160円に政務調

査費を充当するよう修正した収支報告書が平成23年6月20日付けで川名議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同年7月6日付けで川名議員から返還されている。

よって、上記第6 2 (1) のとおり、政務調査費をどのように使用するかについては議員又は会派の裁量を広く認め、県政との関連性、必要性、合理性を欠くことが明らかな場合にのみ違法と解すべきとされていることを考慮すると、使途基準で定める「県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議」に要する経費であるという川名議員の説明が不合理であるとまでは言うことはできないことから、上記返還分を除く諏訪市視察に係る経費の支出について明らかに目的外支出があったとまでは認めることはできない。

また、諏訪市視察の行程で見学先を見学している部分に係る経費については、上記第5 4 (4) イのとおり、川名議員は収支報告書の修正を行い、平成21年度に交付された政務調査費について、上記諏訪市視察の行程で見学先を見学している部分に係る経費相当分6,040円を県に返還しており、知事に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があると認めることはできない。

エ 宍倉議員の小名浜視察に係る研修費について

請求人は、宍倉議員の小名浜視察は、視察報告書に明確な調査目的、視察成果物等の記載がなく、政務調査費を充てることができる視察とは認められず、違法、不当であるから、支出された10,760円は全額返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、上記第5 4 (5) アのとおり、宍倉議員は収支報告書の修正を行い、平成21年度に交付された政務調査費について、上記視察費相当分10,760円を県に返還しており、知事に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があると認めることはできない。

オ 天野議員の大学院授業料等に係る研修費について

請求人は、天野議員の大学院授業料及び政治専科参加費は、「政務調査費の手引き」において対象とはしておらず、本件支出は使途基準で定める「研修費」とは言えず、違法であるから、支出した470,000円は全額返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、上記第5 4 (6) のとおり、知事の調査に対し、天野議員からは、大学院及び政治専科において受講した講義は雇用労働政策等の県政における政策策定の基礎となる知識習得及び政策形成能力の向上のために有益であるとの説明があったことが認められる。

そして、知事は「政務調査費の手引き」に記載のない経費についても、必要に応じて議員に周知している。「政務調査費の手引き」には大学院授業料が対象になるとは明記されていないが、本件大学院

授業料等については、天野議員が自治体の政策課題として重視している雇用労働政策に関わる労働法特講や行政学特講などを中心とした体系的科目構成であり、県政、地方行政、地方財政等に密接に関連しており、違法又は不当な支出ではないと考える。」旨を述べており、この解釈が不合理であるとは認められない。

よって、本件研修費が用途基準に合致するという天野議員の説明が不合理であるとは言えないことから、本件研修費の支出について明らかに目的外支出があったと認めることはできない。

カ 阿部議員の会議費について

請求人は、阿部議員の知事との懇談会のための会場費は「会議費」には全く該当しないため、支出した18,500円は全額返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、上記第5 4 (7) のとおり、知事の調査に対し、阿部議員からは、本件会議は阿部議員の主導のもと千葉市議会議員8名とともに、知事に対して、県政に係る政策課題や千葉市の要望する県単補助金が及ぼす県の施策への影響などについて質疑を含めて議論及び懇談を行い、また、当該会議に係る費用は会議室使用料10,000円及びケーキ・コーヒー代1人当たり850円であるとの説明があったことが認められる。

また、上記第5 4 (7) のとおり、阿部議員から提示された当該会議に係る請求明細書によれば、阿部議員の説明どおりの金額が支払われていることが認められる。

よって、本件会議費が用途基準に合致するという阿部議員の説明が不合理であるとは言えないことから、本件会議費の支出について明らかに目的外支出があったと認めることはできない。

キ 宇野議員の資料購入費について

請求人は、宇野議員は「資料購入費」として書籍を購入しているが、政務調査費出納簿、振込票等にも書籍名が記載されておらず、政務調査に必要なものであるかは不明であるので、372,190円は全額返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、上記第5 4 (8) のとおり、知事の調査に対し、宇野議員からは、購入した資料の内容及び政策研究のために購入した旨の説明があったことが認められ、その説明が不合理であるとは言えないことから、本件資料購入費の支出について明らかに目的外支出があったと認めることはできない。

ク 石橋議員の資料購入費について

請求人は、石橋議員は「資料購入費」として「字統」及び「字通」を購入しているが、このような辞典は議員が議員活動を遂行する上で直接又は間接に必要な知識・情報を収集するために必要だとは考えられず、目的外使用とするほかなく、支出された41,900円は全額

返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、上記第5 4 (9) のとおり、知事の調査に対し、石橋議員からは、「字統」及び「字通」は調査研究のために使用しているとの説明があったことが認められる。

また、上記第5 4 (9) のとおり、石橋議員の資料購入費については、41,900円に政務調査費を充当していたものであるが、石橋議員が「字統」及び「字通」の使用実態を再検討した結果、私的な利用の側面もあるとして、按分率を100パーセントから50パーセントとし、20,950円に政務調査費を充当するよう修正した収支報告書が平成23年6月17日付けで石橋議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同年7月5日付けで石橋議員から返還されている。

よって、「字統」及び「字通」は調査研究のために使用しているとの石橋議員の説明が不合理であるとは言えないことから、上記返還分を除く本件資料購入費の支出について明らかに目的外支出があったと認めることはできない。

なお、本件資料購入費のうちの私的利用とされる部分については、上記第5 4 (9) のとおり、石橋議員は収支報告書の修正を行い、平成21年度に交付された政務調査費について、私的利用とされる部分に係る資料購入費相当分20,950円を県に返還しており、知事に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があると認めることはできない。

ケ 鈴木衛議員の事務所費について

請求人は、鈴木衛議員の「家賃」については、領収書に発行者名、ただし書等の記載がなく、使途基準に定める事務所費とは言えず、違法であるから、1,440,000円は全額返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、上記第5 4 (10) のとおり、鈴木衛議員から提示された賃貸借契約書によれば、1か月200,000円の賃料（共益費及び管理費を含む）で借り受け、賃料は毎月末日までに翌月分を持参して支払うこと及び賃貸借の期間を平成19年4月1日から平成22年3月31日までとする契約を締結していることが認められる。

また、上記第5 4 (10) のとおり、知事の調査によれば、領収書その他の証拠書類の写しに領収印鑑として押印されている3名については、いずれも賃貸物件の管理を行っている不動産業者の社員であることが認められる。

よって、契約書及び関係書類から、事務所使用料として適切に支出されていることが推認され、他にこれを否定する証拠もないことから、本件事務所費の支出について明らかに目的外支出があったと認める

ことはできない。

コ 川名議員の事務費について

請求人は、川名議員が支出した車両借上代については年間2,380,472円に上り、新車の乗用車を購入できる金額であり、また、領収書には「車両リース代他」と記載され、「他」の内容が不明であるため政務調査活動でないものが含まれているかどうか不明であるから、政務調査費から支出された1,428,280円は全額返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、上記第5 4 (11) のとおり、川名議員より提示された自動車賃貸借契約書によれば、川名議員は、自動車1台を月額80,000円で借り受け、当該自動車に係るETC使用料及び燃料代については貸主が立替払いを行い、毎月リース料とともに請求される契約を締結していることが認められる。

また、上記第5 4 (11) のとおり、知事の調査に対し、川名議員からは、当該自動車は国産乗用車であり、月額のリース料は使用期間を60か月と想定して算定されたものであること、貸主からは当該自動車の賃料、ETC使用料及び燃料代の合計額で請求が行われるとの説明があったことが認められる。

そして、上記第5 4 (11) のとおり、川名議員の事務費については、1,428,280円に政務調査費を充当していたものであるが、川名議員が当該自動車賃貸借契約会社からの請求書を見直した結果、ETC使用料の一部に対象外経費であるカード年会費が含まれていたことから、1,420,090円に政務調査費を充当するよう修正した収支報告書が平成23年6月20日付けで川名議員から提出され、この結果生じた政務調査費の残余分については同年7月6日付けで川名議員から返還されている。

よって、契約書及び関係書類から、川名議員が支出した上記対象外経費分を除く事務費は、車両リース料、ETC使用料及び燃料代であることが認められ、上記対象外経費分を除く本件事務費の支出については明らかに目的外支出があったと認めることはできない。

また、本件事務費のうちの対象外経費分については、上記第5 4 (11) のとおり、川名議員は収支報告書の修正を行い、平成21年度に交付された政務調査費について、上記対象外経費分8,190円を県に返還しており、知事に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があると認めることはできない。

サ 木名瀬議員の事務費について

請求人は、木名瀬議員が支出した車リース料については、銀行通帳の一部の写しにリース料であるとのただし書がなく、また銀行通帳の名義人が不明であることから、領収書とは認められず、政務調査費から支出するのは違法、不当であるため、政務調査費から支出された

434, 700円は全額返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、上記第5 4 (12) のとおり、木名瀬議員から提示された自動車リース契約書によれば、木名瀬議員は、国産乗用車1台を月額120, 750円で平成20年8月25日から平成25年8月24日までをリース期間とし、支払期日を毎月2日とする契約を締結していることが認められ、知事の調査によれば、木名瀬議員から提示された木名瀬議員を名義人とする銀行通帳から毎月2日に120, 750円が引き落とされていること並びに自動車リース契約相手方の会社が発行する「お支払金一覧表」によれば口座振替指定口座が当該通帳であること及び支払期日・支払金額の記載が通帳の記載と一致することが認められる。

よって、契約書及び関係書類から、本件事務費は車リース料であると認められ、本件事務費の支出について明らかに目的外支出があったと認めることはできない。

シ 杉田議員の人件費について

請求人は、杉田議員は、株式会社からの出向社員2名を政務調査のための事務員として使用し、出向費用として1, 440, 000円及び1, 080, 000円を政務調査費の「人件費」として支出し、株式会社に支払ったが、支出先が法人であり、人との雇用関係に基づく支出ではないことから、使途基準に定める「人件費」とは言えず、全額が返還されるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、議員が直接雇用していない事務員に係る人件費に政務調査費を充てることについて、知事は「本件人件費は、「政務調査費の手引き」の運用指針に記載されている「政党職員に調査研究活動の補助業務を行わせた場合」に準じて取り扱ったものであり、「政務調査費の手引き」において整理保管が義務付けられている委託契約書を出向契約書、成果物を業務日誌と考え、違法又は不当な支出ではないと考える。」旨を述べており、この解釈が不合理であるとは認められない。そして、上記第5 4 (20) のとおり、杉田議員から提示された出向契約書によれば、事務員2名は杉田議員の事務所において政務調査に関わる仕事及び後援会活動等を杉田議員の指揮監督に従い誠実に行うとされていること、出向料は1か月240, 000円又は180, 000円であること、出向期間は平成21年4月1日から平成22年3月31日までであることが認められ、また、杉田議員から提示された業務日誌によれば、当該事務員2名の主な業務内容は政務調査の調査研究のまとめや報告書等の作成業務、情報収集、来客者等の応対等であり、政務調査に関わる業務として記録されている時間は全体の勤務時間の50パーセントを超えることが認められる。

よって、人件費の支出として政務調査費を充てたことは違法又は

不当な支出ではないと考えるとの知事の説明は不合理であるとは言えないことから、明らかに目的外支出があったと認めることはできない。

3 結論

以上のとおり、上記2(2)アからシまでの部分のうち、川名議員の国内視察に係る研修費のうち見学先を見学している部分、宍倉議員の小名浜視察に係る研修費、石橋議員の資料購入費のうち私的利用とされる部分及び川名議員の事務費のうち対象外経費分に係る部分については知事に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があるとは認められず、その余の部分についてはいずれも知事に不当利得返還請求権が発生していると認めることはできない。

また、上記1(2)アからオまでの部分については、当該行為等の違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されているとは認められず、不適法な請求と言わざるを得ない。

よって、本件措置請求のうち、石橋議員、伊藤議員、佐藤議員、佐野議員、皆川議員、吉本議員、山口議員及び小島前議員の海外視察に係る調査研究費及び研修費、田中議員、岩井前議員、天野議員、布施前議員及び磯部議員の海外視察に係る調査研究費及び研修費、川名議員の国内視察に係る研修費、宍倉議員の小名浜視察に係る研修費、天野議員の大学院授業料等に係る研修費、阿部議員の会議費、宇野議員の資料購入費、石橋議員の資料購入費、鈴木衛議員の事務所費、川名議員の事務費、木名瀬議員の事務所費並びに杉田議員の人件費の返還を求める部分については請求人の主張に理由がないからこれを棄却することとし、その余の部分については不適法な請求であるからこれを却下することとし、上記「第1 結論」のとおり決定する。

付言

結論は以上のとおりであるが、本件各議員に係る調査及び知事の意見を踏まえ、以下のとおり付言する。

- (1) 本件監査において、そのみでは領収金額や具体的な支出内容が確認できない領収書その他の証拠書類や、視察の目的等が確認できない視察報告書が見受けられたところである。

県民は、閲覧に供されている証拠書類によってのみ政務調査費の用途を知ることができるのであり、議員においては県民への説明責任及び透明性の確保の観点から、適切に対応されたい。

また、議長においては収支報告書添付の証拠書類等の確認を徹底されたい。

- (2) 本件各議員の一部において、本件措置請求が受理された後に収支報告書の修正が行われ、政務調査費の返還が行われていることが認めら

れた。

議員においては、収支報告書の提出に当たり、視察の内容、購入物品の使用実態等を十分に検討した上で政務調査費の充当の適否を判断し、適切な支出項目及び按分割合により収支報告を行われるよう留意されたい。

- (3) 政務調査費の運用については「政務調査費の手引き」によって行われているところであるが、本件措置請求において、「政務調査費の手引き」の記載のみでは、政務調査費を充てることが適切であるかどうかの判断が直ちには困難であるものも見受けられたところである。

については、政務調査費の運用について、県民に対する透明性の確保の観点からも、より一層の明確化に努められたい。